

令和7年 3月 3日

総合評価方式（建設工事）の企業の技術力等（受注工事高）における評価項目の追加について

1. 目的

地域の建設企業は、社会資本の整備・維持修繕はもとより、災害時の安全・安心の確保など、「地域の守り手」として重要な役割を担っています。地域を支える建設企業の存続のため、令和5年度から総合評価方式において受注工事高を評価する四日市建設事務所版地域維持型工事の試行に取り組みました。試行を経て令和7年度から企業の技術力等（受注工事高）を評価項目として追加します。

2. 対象工事

- 1) 発注業種：土木一式工事
- 2) 予定価格：5千万円以上1億5千万円未満
- 3) 入札方式：一般競争入札
- 4) 落札方式：総合評価方式（簡易型A・B）

3. 試行内容

総合評価方式（簡易型A・B）において、以下の評価項目を追加する。

- 1) 評価項目
 - ・当該年度における四日市建設事務所発注の契約金額5百万円以上の土木一式工事の契約金額の合計
- 2) 評価基準
 - ・受注工事高の合計が5千万円以上の場合は0点とし、5千万円未満の場合は満点とする。
- 3) 評価方法
 - ・受注工事高の合計が5千万円未満の場合に評価する。
 - ・受注工事高は、当該年度の4月1日から当該工事の入札公告日までに契約した四日市建設事務所発注の当初契約金額5百万円以上の土木一式工事を対象とする。
 - ・小規模、雪氷、地域維持型維持修繕等の業務委託は、対象としない。
 - ・共同企業体で受注した工事が対象工事である場合、当初契約金額は出資比率を乗じた金額とする。（単独工事の場合は、100%）

4. 適用

- ・令和7年4月1日以降に公告を行う案件から適用します。

<評価項目一覧への記載内容>

大項目	中項目	小項目	評価基準	配点	評価基準
企業の技術力等	受注工事高	1企業あたりの当該年度の四日市建設事務所発注の契約金額5百万円以上の土木一式工事の契約金額	5千万円未満	5	・受注工事高の合計が5千万円未満の場合に評価する。 ・受注工事高は、令和7※年4月1日から当該工事の入札公告日までに契約した四日市建設事務所発注の当初契約金額5百万円以上の土木一式工事を評価の対象とする。 ・小規模、雪氷、地域維持型維持修繕等の業務委託は、評価の対象としない。 ・共同企業体で受注した工事が対象工事である場合、当初契約金額は出資比率を乗じた金額とする。(単独工事の場合は、100%)
			5千万円以上	0	

※年度については毎年度更新します。